



憲 法

A 県は、「青少年の健全な育成を阻害する行為を規制し、もって青少年の健全な育成を図る」ことを目的として、有害図書類を 18 歳未満の青少年に販売すること等を規制する「青少年健全育成条例」（以下「本条例」と略する）を制定した。本条例は、図書类等販売業者に対し、「自動販売機等」を設置する場合には届出義務を課し、また「自動販売機等」に「有害図書類」を販売・貸付けの目的で収納することを禁じ、違反者を処罰している。

本条例によれば、「有害図書類」とは、「その内容が著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものと、知事が指定した図書等」とされ、「自動販売機等」とは、「販売又は貸付けの業務に従事する者と客とが直接対面する方法によらずに、販売又は貸付けを行うことができる設備を有する機器」とされている。

B が取締役をつとめる会社 C は、本条例が定める届出を行わずに、DVD 等の販売機を A 県内の自ら所有する無人小屋に設置し、本条例が定める「有害図書類」である DVD を販売目的で収納した。販売機は遠隔監視されており、小屋内のセンサーが客を感知すると監視カメラが作動し、客の画像が C 社の委託を受けた D 社の監視センターのモニターに送信される。監視センターには 24 台のモニターがあり、5 名から 10 名の監視員が交代で、全国約 300 か所に設置された同様の無人小屋の監視に当たっていた。監視員は、モニター上で 18 歳以上と判断すれば、販売機の電源を入れ販売可能な状態におき、年齢に疑問があれば、運転免許証などの身分証明書を呈示するよう求める音声を流し、年齢確認のうえで販売可能な状態におくこととされていた。

B および C 社は、無届けで自動販売機を設置し、有害図書類を収納したとして起訴された。

問題 本件被告事件に含まれる憲法上の問題について論じなさい。（配点：40 点）



民法

次の【事案】を読んで、後記の〔小問1〕から〔小問4〕までに答えなさい。

【事案】

Aは、週刊誌甲を購読している。Bは、A宅の近所で書店を営んでいる。Aは、今週も、最新号の甲を購入するため、B書店に立ち寄り、平積みになっている甲のうち1番上のものを取り上げ、頁をめくった。そして、それをいったん戻し、まだ誰も触っていない、上から3番目のものをレジに持って行き、「これを下さい」と言って、Bに差し出して、代金340円をカウンターに置いた。

Cは、A宅の近所でコンビニエンスストアを営んでいる。Aは、肉まん乙を購入するため、C店に立ち寄り、「乙を1つ下さい」と言って、代金110円をカウンターに置いた。

Dは、A宅の近所で中古パソコン販売業を営んでいる。Aは、中古パソコンを購入するため、D店に赴き、展示されていた数十台の中古パソコンの中から丙を選び、「これを下さい」と言って、Dに代金3万円を渡した。

〔小問1〕

で生じたAB間の権利変動を説明しなさい。(配点：16点)

〔小問2〕

で生じたAC間の権利変動を説明しなさい。(配点：7点)

〔小問3〕

で生じたAD間の権利変動を説明しなさい。(配点：7点)

〔小問4〕

Aは、帰宅した後で購入した品物を入念に調べたところ、甲の落丁、乙の腐敗および丙の故障を発見した、と仮定しよう。その場合におけるAB、ACおよびADの法律関係を、その異同が分かるように説明しなさい。(配点：10点)



刑 法

次の【事実】に関する設問 及び設問 に答えなさい。

乙（50歳，男性）は，大学時代はラグビー選手として活躍していたが，最近は少し運動不足であるため，自宅から会社まで4キロ余りを歩いて通勤している。しかし，通勤経路の一部に，しばしば不良が暴力事件を起こしている，治安の悪い地区がある。

ある日，乙は，その地区を早く通り過ぎるための近道として，ビルとビルの間にある幅1メートル，長さ20メートルほどの狭い通路を通ることにした。若い男が走り出て来たのとすれ違いに通路に入り，10メートルほど進んだ地点で，乙は，抜き身のサバイバル・ナイフを右手に持った甲（20歳，男性）と出会った。甲は，さきほど乙がすれ違った男A（25歳）を追いかけて，通路の途中にあるビルの通用口から出て来たところだったが，かなり興奮していて，5メートルくらい離れたところにいる乙に向かって「早くどけ。ナイフを投げるぞ。俺がナイフを投げたら，百発百中だ。」と怒鳴ってくる。甲の武器はこのナイフ1丁だけであるが，相当なナイフの使い手らしい。

そこで乙が振り返って見ると，乙のすぐ後ろにさっきすれ違った男（A）がピストルを構えて，こちらを向いている。Aは，ナイフで刺そうとする甲から逃げて，路上に停めてあった自動車に戻り，ピストルを取り出して，再び甲と対決するため通路に戻ってきたのであった。大柄な乙がいるため，乙の後ろにAが戻って来ていることは，甲には判らない。乙は，甲からナイフを投げつけられたら重傷を負うだろうと判っていたし，（実はAは，甲だけを撃とうとねらっていたのであるが）Aもいつピストルを発射するか判らない状況であった。すると，甲がいきなりナイフを投げてきたので，乙はナイフが甲の手を離れた瞬間に地面にうつ伏せになった。相当な速さで飛んできたナイフは乙の上を通り過ぎてAの腹に刺さり，Aはピストルを発射する間もなく，即死した。

Aが倒れる音を聞いた乙は，すぐに立ち上がった。甲がAに刺さったナイフを抜き取って，再び自分を攻撃してくるかもしれないから，一刻も早くこの場から逃げ去ろうと考えたのである。乙はさっき自分のやって来た方向に走り出し，通路を出て自宅の方に逃げて行った。

設問 【事実】における甲及び乙の罪責を，行為の行為規範違反性に重点を置く犯罪論上の立場から，論じなさい（特別法違反の点を除く。）。（配点：20点）



設問 【事実】における甲及び乙の罪責を，法益の侵害・危殆化を中心に論ずる犯罪論上の立場から，論じなさい（特別法違反の点を除く。）。（配点：20点）